

| 議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会 記録 | |
|---------------------------|-------------------------|
| 開 会 年 月 日 | 平成28年11月11日 |
| 開 会 時 刻 | 午前9時59分 |
| 閉 会 時 刻 | 午前11時38分 |
| 出 席 委 員 名 | ◎中村 豊治 楠木 宏彦 世古 明 福井 輝夫 |
| | 辻 孝記 藤原 清史 小山 敏 佐之井久紀 |
| | 中山 裕司（議長） |
| | |
| 欠 席 委 員 名 | ○鈴木 豊司 |
| 署 名 者 | — |
| 担 当 書 記 | 森田 晃司 |
| 審 査 案 件 | 検討項目の確認について |
| | 予算・決算審査のあり方について |
| | 議会基本条例骨子について |
| | 次回の会議のことについて |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 説 明 者 | 野中議事係長、森田書記 |
| | |
| | |

会議の概要

中村会長開会を宣言。その後、直ちに会議に入り、「検討項目の確認」、「予算・決算審査のあり方」を議題とし、事務局から別紙のとおり説明の後、以下のとおり、1項目ずつ整理を行った。その中で、予算・決算審査のあり方については、平成29年3月議会の予算審査についても、平成28年9月議会の決算審査と同様に分科会方式を採用することが確認された。その後、次回の会議について決定し、分科会を閉会した。

協議の内容

○検討項目の確認

1 議会基本条例・議員倫理条例

2、3、4の後で議論を行う。

2 具体的検討項目について（骨子の範囲で議論されたもの）

（1）会派のあり方

「議会運営委員会及び各派代表者会議申し合わせ事項」の「各派代表者会議決定事項について」内の会派の要件等にある、「3名以上構成の会派を交渉団体である会派として認める。」、「合議体としての要件を欠く会派のオブザーバー参加を認め、各派代表者会議の同意を得て、意見を述べることができるが、表決権はないものとする。」から変更が必要か諮ったところ、特に意見なく、申し合わせどおり運用するということが確認された。

（2）議決事件の拡大

法第96条第2項の議決事件について、具体的な議決事件を記載すべきか、前議会改革特別委員会では、議会基本条例としてはあまり細かく記載しないほうがよいとの考え方から、骨子案のとおりとなっていたが、委員より、具体的な内容を記載するとなると専門家の意見を聞かないと逸脱する可能性があり、一自治体の議会で拡大していくのはどうかとの発言があった。本件については、現行どおりで確認された。

（3）議会の通年制

議会の通年制について、委員より、現状のままでも不都合はないことに加え、通年制にするのは、時期尚早との意見があった。本件については、現行のまま運用されることが確認された。

（4）政務活動費（視察研修報告書提出のルール）の見直し

視察研修報告書提出のルールについては、10日から2週間へ変更ということで意見を求めたが、特に意見無く、2週間で運用するということが確認された。

(5) 事務局体制の強化・充実

委員より、事務局職員の人事権は議長にあるが、形骸化しているため、議長の人事権を強化する必要がある。また、法務関係の職員については、法務に長けた方を再任用で採用してはどうかという意見、また、非常勤で大学の教授と年間契約をしてはどうかという意見があった。この内容については、調査・研究をしていくということが確認された。

3 具体的検討項目について

(1) 予算・決算審査のあり方【最優先の検討項目】

平成28年9月議会の決算審査で分科会方式を採用したことについて、また、平成29年3月議会の予算審査・9月議会の決算審査について意見を求めたところ、委員より、従来の13名から9名程度となり、いろんな観点からの質問が減ったため、従来の方式に戻してはどうかという意見、従来のやり方は、常任委員会ではないほうが違う角度から質問を行っていたため、そういう視点もあったほうがよいという意見、また反対に、分科会方式を採用し、それぞれの常任委員会単位で審査を行うことで、従来のやり方より専門的で細かく審査することができ、成功したという意見があった。平成29年3月議会の予算審査・9月議会の決算審査ともに分科会審査を採用することを諮ったところ、一部反対意見があったため、平成29年3月議会の予算審査は分科会方式を採用し、9月議会の決算審査については、改めて議論するということが確認された。

(2) 政策立案

会長より、政策立案が行われている先進地のような仕組みづくりについて、今後、研究していきたいという発言があり、そのとおり確認された。

(3) 議長任期

これまで、議長の任期は1年としてきたが、これについて、委員に意見を求めたところ、2年制が全国的な通例であり、1年というのは中途半端という意見や、これまでどおり1年でよいという意見と、もう少しやる必要があれば再度、立候補し、継続していつてはどうかという意見があった。また、継続という意見に対して、他市の事例を出し、議長に居座るのはどうかという意見もあった。本件については、今回は1年ということで確認し、次回の選挙後に改めて議論を願うという形になった。

(4) 災害時における議会の対応

「伊勢市議会大規模災害対応基本方針」について、各派代表者会議で議論し、6月27日に制定されているため、意見なく、内容が確認された。

3 追加検討項目のうち未協議の項目

(1) 管外行政視察の抜本的な見直し

常任委員会の視察の上限70,000円について、委員より、金額の上限が足枷になり、視察先を断念せざるを得ない状況があることから、上限を緩和できるようにしてはどうかという意見、どうしてもそこへ行かなければならないというときに、予算が足らなければ、流動的に補正を組んで対応するという意見があった。また、視察前に勉強会を行いたいという意見もあった。

今回は70,000円ということで確認され、70,000円を超える視察については、補正を組む等の幅を持って対応し、それについては、今後研究していくということが確認された。また、議会改革特別委員会において、70,000円でどこまで行けるかシュミレーションを行った資料で協議を行うということが確認されていたため、野中議事係長から、今後資料を提出するという提案があった。

(2) 質疑・一般質問の発言通告の在り方 (3) 本会議、委員会・協議会における一問一答制

質問から再質問に至るまで読み合って終わっていたり、当局に質問作成段階からアドバイスを受けているとの指摘があったことから、会長より、質問内容について、当局との調整はできるだけ行わず、対応していくことが確認された。

(4) 施策に対するチェック機能の強化

議案に対する質疑を行っている議員が少ないということから、当局が提出してくる議案について、質疑を行い充実したやり取りを行うということが確認された。

○議会基本条例骨子について

議会基本条例骨子については、次回以降に協議を行うということが確認された。

○次回の会議について

【開催日時】1月16日（月）10時から

【協議内容】議会基本条例骨子、議員倫理条例骨子（案）、平成29年3月議会予算審査の分科会審査について

上記署名する。

平成 28 年 11 月 11 日

会 長